

開設してみませんか？ 市民農園

- ・高齢で農地を管理するのが大変！！
- ・相続で農地を受け継いだけど、農業したことないしどうしていいかわからない・・・



そんなときは・・・
市民農園 を開設してみても
いかがでしょうか？

市民農園ってなに？

市民農園とは、サラリーマン家庭や都市の住民の方々が、レクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、子供たちの体験学習など、様々な目的で小面積の農地を利用して野菜や花などを育てるための農園のことをいいます。

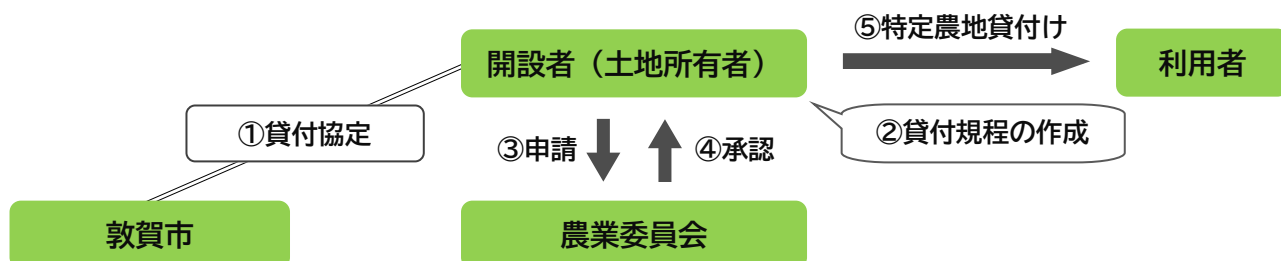
現在、敦賀市内には、舞崎町・野坂・櫛川・木崎・公文名に8つの市民農園が、いずれも農地所有者の方によって開設されています。

市民農園を開設するには？

開設者は、農業委員会の承認を受ける必要がありますので、まずは農業委員会にご相談ください。

承認の申請には、利用者の募集方法や貸付け期間などの条件を記載した貸付規程を提出する必要があります。

この手続による開設の場合、農地を貸す場合の許可が不要になるなどのメリットがありますが、利用者が営利目的で栽培することは原則禁止、といった貸付条件の制限もあります。



開設する際に注意することは？

- (1) 開設場所を選定するときは、交通事情や道路状況、利用者の安全や利便性が図られる場所であるか、また、周辺農地の営農活動に支障を及ぼさない場所であることを検討してください。
- (2) 駐車場や休憩所といった施設を設置する場合、農振農用地域内などの規制で、それらの施設が設置できない場合がありますので、計画段階で事前にご相談ください。
- (3) 田に農地改良を施して畑に転換する場合は農業委員会へ届出が必要です。
- (4) 利用料金の集金や、利用者のいない区画の保全など、市民農園の管理は、開設者の方が行います。

市民農園の利用を希望する方へ

市民農園の面積は、1区画あたり約30平方メートルです。

また、利用料金は1区画あたり年額3,000円です。

市民農園の場所や土地所有者の情報は敦賀市のホームページに掲載されていますので、「敦賀市 市民農園」で検索してください。

空き状況の確認や利用の申し込みは、直接、土地所有者の方にお問い合わせください。

